



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

介護付有料老人ホームにおける食事の提供は非課税取引ではない！

～消費税法第6条第1項別表第一第7号イに掲げる非課税取引に該当せず～

消費税法別表第7号イは、資産の譲渡等のうち「介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く。）・・・」を非課税資産の譲渡等とするとしています。

今回は、介護付有料老人ホームにおける食事の提供が非課税取引に該当しないとされた事例をご紹介します。（平成28年3月10日非公開裁決・棄却・TAINSコード：F0-5-173）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原処分庁が、介護付有料老人ホームを経営している請求人が入居者に対して行っている食事の提供は、消費税法第6条第1項別表第一第7号イに掲げる非課税の対象となる資産の譲渡等に該当しないとして消費税等の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が、法令解釈に誤りがあるなどとして、その全部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

次のとおり判断し、請求人の請求を棄却しました。

- 1 介護保険制度の導入に当たり、消費税については、非課税の対象となる「介護（予防）サービス費の支給に係るサービス」について、介護保険法の規定に基づき指定サービス事業者により行われるサービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）にその種類を限定したものと解される。したがって、介護保険法の規定に基づき指定サービス事業者により行われるサービスであれば、市町村からサービス費が支給される部分のサービスのみでなく、被保険者の1割本人負担分はもとより、介護保険法第41条1項及び同法第53条1項の支給費用から除かれる食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用に係るサービスも、原則として非課税となる。
- 2 介護保険法施行規則第61条3号及び同規則第84条3号は、1号及び2号に規定する通所介護等と異なり、請求人によって行われるサービスである特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、支給費用から除かれる費用として「食事の提供に要する費用」をあえて除外している。それは、指定通所介護事業者等と異なり、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者においては、サービスの対価として受領できる利用料等の範囲から「食事の提供に要する費用」が除外されていることから明らかなように、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護においては、食事の提供を介護保険法の規定に基づく「介護（予防）サービス費の支給に係るサービス」、すなわち、同法の規定に基づき指定サービス事業者により行われるサービスとして、予定していないからである。また、同規則第61条及び第84条が、「食事の提供に要する費用」と「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」とを区別して規定していることからして、「食事の提供に要する費用」は、同規則第61条3号及び第84条3号の「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」に含まれないものと解される。
- 3 したがって、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護における食事の提供は、介護保険法の規定に基づく「介護（予防）サービス費の支給に係るサービス」には該当しない。以上のことから、請求人が入居者に対して行った食事の提供は、消費税法第6条第1項別表第一第7号イに掲げる非課税の対象となる資産の譲渡等に該当しない。

（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。